

平成30年第4回臨時会

上里町議会会議録

平成30年7月3日開会
平成30年7月3日閉会

上里町議会事務局

平成30年第4回上里町議会臨時会会議録第1号

平成30年7月3日（火曜日）

議事日程 第1号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 提出議案の報告について
日程第 4 諸報告について
日程第 5 （町長提出議案第47号）工事請負契約の締結について
日程第 6 （町長提出議案第48号）副町長の選任について

出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 沓澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山下 博一君	教 育 長 下山 彰夫君
総務課長 須長 正実君	総合政策課長 塚越 敬介君
生涯学習課長 小暮 伸俊君	

事務局職員出席者

事務局 長 宮下 忠仁 主 任 横尾 慎也

◎開会・開議

午前 10 時 35 分開会・開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 4 回上里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（新井 實君） 日程第 1 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、7 番齊藤崇議員、8 番植原育雄議員、9 番植井敏夫議員、以上の 3 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（新井 實君） 日程第 2 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

◎日程第 3 提出議案の報告について

○議長（新井 實君） 日程第 3 提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。
事務局。

〔事務局朗読〕

◎日程第 4 諸報告について

○議長（新井 實君） 日程第 4 諸報告について。

本臨時会に説明員として、地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、町長ほか、関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

◎日程第 5 町長提出議案第 47 号 工事請負契約の締結について

○議長（新井 實君） 日程第 5 町長提出議案第 47 号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 改めまして、こんにちは。

議案第 47 号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

御提案申し上げました、議案第 47 号 工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、上里町民体育館改修工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。なお、概要につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

以上です。

○議長（新井 實君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） それでは、私のほうから詳細説明をさせていただきます。

上里町民体育館は、昭和 62 年開館以来約 30 年が経過し、施設の様々な箇所の老朽化が進んでおり、施設の性質上、開館中のトラブル防止や利用者の安全面を考慮すると、施設改修が急務となります。

また、天井天板や天井・側面に設置されているバスケットリングや音響スピーカーは、災害等発生時の落下を防ぐ耐震補強が必要となっております。

このような状況を踏まえまして、今回提案させていただきました町民体育館改修工事を行うこととなりました。

工事の概要につきましては、屋根内樋・堅樋、東西ガラスブロック、天井板、天井付帯設備、ギャラリー壁面、アリーナ壁面、防球ネットの各改修工事及び照明 L E D 化交換工事となります。

屋上屋根内樋及び堅樋接続部分の改修及びガラスブロックに防水剤をコーキングすることで、東西壁付近に発生している雨漏りを防ぎます。天井天板の撤去、天井部分のバスケットリングを撤去、側面にあるバスケットリング、音響スピーカーを補強することで、災害等発生時において利用者の危険を回避することができます。

また、現在 72 基ある照明を全て L E D 照明に交換いたします。L E D を設置することで電気料金、修繕管理費など経費削減等が期待されます。

このほか、東西ギャラリー柱部分にあります雨漏りによる雨垂れ部分の改修やアリーナ壁面穴の改修、工事を行う際に総足場を組むため、バレーボールやバスケットボール等で使用する

防球ネットを取り外し、工事終了後必要部分のみ取り付けの工事を行います。

工事内容につきましては、建築工事一式、電気工事一式となっております。

本工事を発注するにあたりましては、入札に必要な参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子入札共同システムにより実施いたしました。

入札公告を5月25日に行い、内容といたしましては、工事名 平成30年度上里町民体育館改修工事、工事場所 上里町大字七本木3202番地2、工事期間 契約確定の日より平成31年3月22日までとなっております。

主な入札参加資格としましては、平成29・30年度上里町建設工事競争入札参加資格者名簿におきまして、埼玉県内に本店または支店等の登録があり、建築工事業A級に格付けされた者といたしました。

その他注意点等を加えて公告を行い、町のホームページや建設業界紙1紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

開札につきましては、6月21日、午後2時から電子入札システムによる開札を実施し、4社の応札がございました。結果としまして、株式会社塚本工務店埼玉支店が落札候補者となったものでございます。

6月25日に上里町工事請負指名業者資格審査会を開催しまして、同社の入札参加資格確認申請書、他必要書類の審査を行い、入札参加資格を有する者と確認ができましたので、落札者として1億65万6千円、消費税込みでございますけれども、で同社と仮契約書の締結を行ったところでございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

○議長（新井 實君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 今の説明を聞きまして、工事内容については理解できます。私も再三これについては意見を申し述べているところでございますが、今年の3月、30年度予算議会のときに、この町民体育館改修工事に伴う予算、確か約1億900万と記憶しているわけですが、この議案書にありますように契約金額が1億65万6千円ということで、税込みですね、予算議会からみると約800何十万も安く契約ができたというふうに思うわけです。再三申している、先ほど説明があったように築30年経過ということで、一度これは国体ですか、何年前だかちょっと

記憶は定かではないのですが、あったときにそれなりの改修はしたということは聞いております。しかしながら、水回りですとか、具体的に言えばトイレの改修というふうなことも、そのまま改修されていないと。利用者から見るとこの前のアンケートからも推察できるように、すべての利用者がそのような考え方をもっているわけではないですが、これから先、5年、10年というふうなことを考えた場合に、あらゆる公共施設がそういった改修、具体的に言えば和式のトイレから洋式へと、世の中もだんだん高齢化になってきて、なかなかそういう観点から考えても、併せてやるべきだというふうに考えるわけです。このへんを再度予算面からみても、これだけの差額というか、安く契約ができそうであるわけですから、そのへんの考えをもう一度お伺いしたいなというふうに思います。

○議長（新井 實君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） 齊藤議員の御質問について御説明させていただきます。

今回の工事につきまして、トイレに関しましては、定期利用の方に、確認のためアンケートを取らせていただきましたら、こちらのほうは和式のトイレは残していただきたいというような意見がかなりの部分ございましたので、今回の工事につきましては、トイレの工事はこのままで行わないということで考えさせていただきたいと思います。ただ今後につきましては、洋式トイレの関係、町全体のトイレの洋式化等順次検討していきながら考えていきたいと考えております。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） 申し訳ございません。

先ほどの詳細説明の中で、一部誤りがありましたので訂正させていただきたいと思います。応札の後、上里町工事請負指名業者資格審査会を開催し、これが25日に開催したという説明をさせていただきましたが、正しくは27日の間違いでございますので訂正させていただきたいと思います。

どうも申し訳ございませんでした。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11 番納谷克俊議員。

〔11 番 納谷克俊君発言〕

○11 番（納谷克俊君） 11 番納谷です。

中身について問題というわけではないのですが、ちょっとお伺いしたいのですけれども、よくこういう請負契約の締結についての場合に、議案書として上がってくるときに、契約の相手方につきましては所在地、それから代表者が出ているのではないかと思います。例えば今回であれば、株式会社塚本工務店埼玉支店となっておりますが、これまでは、例えば、埼玉県

児玉郡上里町大字七本木何番地の塚本工務店埼玉支店、支店長誰々と出てくるのが通例かなと思うのですが、今回あえて株式会社塚本工務店埼玉支店とだけになっているというのはどうということなののでしょうか。またこういったフォーマットでよろしいのかどうか御確認させていただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 暫時休憩。

午前 10 時 50 分休憩

午前 11 時 32 分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） 納谷議員の質問に対しまして、御説明申し上げます。

ただいま資料を調べてまいりましたところ、議案として、会社名のところに相手方ということで、住所と代表者名がなくてもよいのかという御質問でございました。

この件に関しまして、文献等調べてまいりましたところ、過去の行政実例がございまして、議会に提出する工事請負契約に関する議案内容としてどの程度のものを上げればよいのかという行政実例がございました。これによりますと、議案には契約の目的、方法、金額、相手方等を明記するべきだとして書いてございます。こういったことから、今回相手方に住所と代表者名が抜けていたわけでございますけれども、町内にはこの一社しかなく、塚本工務店埼玉支店は特定できますので、特に要件として住所と代表者名はなくても問題はなしというふうに判断いたしました。

しかしながら今後は、同姓同名の会社があった場合、どちらの会社なのかといったこともございますので、今後につきましては、これまでどおり住所とそれから代表者名も明記するようになしていきたいというふうに考えておりますので、御了解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

11 番納谷克俊議員。

〔11 番 納谷克俊君発言〕

○11 番（納谷克俊君） 御説明ありがとうございました。

それではそのうえで伺いたしますけれども、契約の相手方であります株式会社塚本工務店埼玉支店の所在地及び支店の代表者名、いわゆる支店長になるのでしょうか、その方の氏名をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） それでは納谷議員の質問に対しまして御説明申し上げます。

まず住所につきましては、埼玉県児玉郡上里町大字七本木 437 番地 11 でございます。支店長名は、山奥日出男でございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

7 番齊藤崇議員。

〔7 番 齊藤 崇君発言〕

○7 番（齊藤 崇君） 議案第47号 工事請負契約の締結について、反対の討論をいたします。

再三にわたり私が御指摘しているとおり、まず工期ですね、前回の臨時議会のときもありましたように、平成30年9月より31年3月というふうに記憶しております。約半年間、その間において、先ほど説明のあった建設工事並びに電気工事ということで、契約金額は1億65万6千円。当初の予算が、1億900万、これに関して再三にわたり私は指摘してきましたが、アンケート等により少数の方が和式も残してほしいという少数意見もあります。私はあえてその少数意見を反対するものではありませんが、いずれこういうふうな洋式にする時期が来ると思います。まして、この半年という長い期間閉鎖するわけですから、この期間にできないということについては、納得できません。よって、反対といたします。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、町長提出議案第47号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 町長提出議案第48号 副町長の選任について

○議長（新井 實君） 日程第6 町長提出議案第48号 副町長の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議案第 48 号 副町長の選任についてでございます。

御提案申し上げました議案第 48 号 副町長の選任について御説明申し上げます。

現在空席となっております、副町長の選任について、御提案申し上げるものでございます。

副町長に、鴻巣市前砂 785 番地在住、江原洋一氏、昭和 29 年 12 月 11 日生まれで、現在 63 歳でございます。

地方自治法第 162 条の規定に従いまして議会の同意をいただくこと、ここに、御提案申し上げる次第でございます。

江原氏は、昭和 54 年 10 月に埼玉県に奉職以来、企画財政部総務課主任、住宅都市部公園緑地課管理係長、環境防災部環境推進課副課長、西部地域創造センター東松山支所長、総務部統計課長、県土整備部県土整備政策課長、企業局企画参事などの要職を歴任し、平成 27 年 3 月に総務部参事を最後に定年退職されました。退職後は、平成 27 年 4 月より埼玉県歯科医師会事務局長として 3 年間勤務をし、本年度は、歯科医師会事務局参与として勤務してこられました。

つきましては、自治体職員として、多くの部署で活躍され、長年にわたる行政経験を積み重ねていることを踏まえまして、副町長として、人格・識見ともにふさわしく適任でありますので、慎重に御審議いただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

なお、御同意いただけた場合には、7 月 9 日付けで選任したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、町長提出議案第 48 号 副町長の選任についての件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◇

◎閉 会

○議長（新井 實君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成 30 年第 4 回上里町議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前 11 時 41 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 新 井 實

議 会 議 員 齊 藤 崇

議 会 議 員 植 原 育 雄

議 会 議 員 植 井 敏 夫